

平成27年4月12日執行予定 京都市議会議員一般選挙及び京都府議会議員
一般選挙に係る啓発事業の企画・運營業務受託事業者募集要項

京都市選挙管理委員会事務局

1 事業趣旨

京都市議会議員一般選挙及び京都府議会議員一般選挙の執行に当たり、広く有権者に選挙名・投票日等を周知するとともに投票参加を呼びかけるため、独自性、話題性のある効果的な啓発事業を実施する必要があることから、プロポーザルを実施して受託事業者を選定するものである。

2 参加資格要件について

以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿の「0023 広告」に登録されていること
- (2) 公募開始から応募期限の日までの期間に、競争入札参加停止の期間が含まれていないこと

3 業務内容

別添仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結の日から平成27年4月30日まで

5 委託金額の上限

8,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 企画提案書等の提出

(1) 参加表明書の提出

ア 提出資料

別記様式「参加表明書」に必要事項を記入のうえ、持参又は郵送により提出すること

イ 提出締切

平成27年1月23日（金）午後5時必着

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出資料（サイズを指定しているものを除き、できる限りA版サイズで作成すること）

- ・企画提案書 10部
- ・見積書 1部
- ・ポスター等に使用するデザイン画（B3横長サイズのポスターの形態）
1案につき1部（1社3案まで提出可）
- ・リーフレットのデザイン画（タブロイド版）
- ・会社概要

イ 提出締切

平成27年1月30日（金）

ウ 提出方法

事前連絡のうえ持参すること（提出時に10分程度で内容説明を行うこと）

(3) 提出先

京都市選挙管理委員会事務局（担当：井上、中世古）

〒604-8006

京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 YJKビル6階

電話 075-241-9250

(4) 受付時間

午前9時～午後5時（土曜日及び日曜日を除く。）

7 受託事業者の選定等

(1) 選定方法

提出された企画提案書等に基づき、選挙管理委員会事務局に設置する審査委員会において選定する。審査委員会は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

なお、必要に応じて、企画提案書提出事業者には審査委員会においてプレゼンテーションを依頼することがある。その場合には別途通知するので、提案内容について説明できる者を審査委員会に出席させること。

(2) 審査の規準

審査項目	評価のポイント	配点
選挙啓発の目的を果たすものか。	・多くの有権者に投票参加の意欲を促すものであるか。 ・選挙離れが著しい若年層に対して有効に投票参加を促すか。	15
技術力があるか。	・提案内容に洗練性、話題性（唯一性）、斬新さがあるか。 ・デザイン性に優れ、見る者に明快な印象を残すものか。	15
完成度は高いか。	・実現性があるか。（細部に至るまで完成度の高い事業の遂行ができるか。） ・実施体制が確保されているか。 ・企画全体の充実度、完成度は高いか。	15
見積経費について	・事業内容に対する経費として妥当か。	5
合計点数		50

(3) 選定結果の通知

選定結果について、全ての提案者に対して文書で通知する。

(4) 審査後の手続き

審査委員会において受託候補者に選定されたものと契約協議を行い、詳細な業務内容の確認及び契約価格その他の受託条件について合意に達した後に委託契約を締結する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点のものと交渉することとする。

8 受託業務実施に係る注意事項

(1) 業務実施に当たり必要となる各種資料、申請書等の作成、官公署への申請手続

き、スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、運営に必要な備品等の調達、管理等については、受託者の責任において行うものとする。

- (2) 本事業の広報に努め、新聞（特に京都新聞）・テレビ・ラジオに選挙及び京都市・区選挙管理委員会、京都市・区明るい選挙推進協議会の活動が取り上げられるよう、積極的に広報資料の提供、プロモーションに努めること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、責任者を明確にし、常に市及び各区委員会と密接に連絡をとりその指示に従うとともに、業務の執行状況等に係る照会に対して、いつでも速やかに回答できる体制で臨むこと。

9 その他

- (1) 企画書等の作成に要する経費は各社の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 企画書等の提出時間は厳守のこと。指定の時間以外はいかなる理由があろうと一切受付けない。
- (3) 採用された企画、デザイン等に対する著作権等日本国の法令に基づき保護される権利は、京都市選挙管理委員会に帰属するものとする。
- (4) 財団法人明るい選挙推進協会が定めるキャラクター「めいすいくん」のデザイン及び着ぐるみを使用することができる。なお、当委員会では、現在のところ、独自にキャラクターを定めて啓発事業を実施する考えはない。
- (5) 当委員会では、次の方法による啓発事業を直接実施するので、企画提案に当たっては重複しないように注意すること。
 - ・市営地下鉄内における啓発放送。
 - ・市営地下鉄、市営バス車内及び市営地下鉄駅構内におけるポスター掲示。
 - ・平成27年4月4日（土）から5日（日）まで行われる「京都さくらよさこい」会場内における啓発。

10 問合せ

本件募集内容について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

- (1) 提出方法
電子メールで次のアドレスに送付すること
<メールアドレス>senkyo@city.kyoto.jp
- (2) 提出期限
平成27年1月23日（金） 午後5時
- (3) 回答方法
京都市ホームページに質問者に関する情報を伏せたうえで回答を掲載する。

平成 2 7 年 月 日

京都市選挙管理委員会事務局長 宛

住 所

名称又は商号

代表者氏名

印

(担当者氏名 :

)

プロポーザル参加意思確認書

平成 2 7 年 1 月 日付けで公募のあった下記業務に係る企画提案書の提出に係るプロポーザルに参加します。

記

業務名

平成 2 7 年 4 月 1 2 日執行予定 京都市議会議員一般選挙及び京都府議会議員一般選挙に係る啓発事業の企画・運営業務

仕様書

京都市選挙管理委員会事務局

1 業務名

平成27年4月12日執行予定 京都市議会議員一般選挙及び京都府議会議員一般選挙に係る啓発事業の企画・運營業務

2 委託する業務の内容

次に掲げる啓発事業を効果的に行うものとする。

なお、実施に当たっては、事業全体に統一感を持たせて、広く有権者に選挙名、選挙期日等について確実に周知すること。また、投票参加の機運を醸成して投票率の向上を目指すものとし、特に選挙離れが著しい20代の若年層を重点ターゲットとし、若者が選挙に関心を持ち、さらに投票所に足を運ぶような内容の啓発事業を行い、またその啓発が、新聞、テレビ等に取り上げられるよう努めること。

(1) 統一デザインの作成

ア 統一デザイン又はイメージの作成、提供

今回選挙の啓発事業において統一して使用するデザイン又はイメージを作成する。

イ 上記アにより作成したデザイン又はイメージの版下等の作成、提供

ウ ホームページ用電子データの作成

京都市のホームページに適合する電子データの作成（JPEG 横745×縦190ピクセル 100kb程度の容量）、CD-Rでの提供

エ デザイン又はイメージの条件

- ・京都市議会議員一般選挙、京都府議会一般選挙の執行及びその選挙期日を強く有権者に訴えかけるものであること。
- ・投票参加意識の向上をもたらすものであること。
- ・明るい選挙に相応しいものであること。
- ・特定の候補者又は政党等を連想させるものでないこと。なお、特定の候補者等を連想させる事態に至ったと当委員会が判断した場合は、デザイン又はイメージの変更を求める。

オ 必達情報

選挙名：京都市議会議員選挙，京都府議会議員選挙

期 日：4月12日（日）午前7時～午後8時（一部の投票所を除く。）

発信者：京都市・区選挙管理委員会，京都市・区明るい選挙推進協議会

② 掲示物等の作成と掲出

①で作成したデザイン又はイメージ等を使用した下記の掲示物等を作成（設置・撤去）する。

ア 京都市役所本庁舎横型超大看板（作成・設置・撤去）

規格：縦１２０ｃｍ×横８３３ｃｍ×奥行き１８０ｃｍ（別紙１参照）

材質：骨組み：木枠，ベニヤ張り，表面：トタン板

内容：①文字はカッティングシート，原則フルカラー。

②デザイン，スペース的に可能であれば，必達情報に加え，後掲の内容を入れることも検討すること。

③市条例の規制により，配色等の修正を依頼することがある。

数量：１基

設置期間：平成２７年３月下旬～４月１３日（月）

（設置日については確定後連絡する。撤去日は４月１３日。）

備考：①文字校正・色校正各２回

②支柱及びワイヤーで市役所本庁舎庇部分に固定し，設置する。

③設置・撤去に際しては，当委員会及び行財政局総務課庁舎管理係に必ず連絡し，指示に従うこと。

④倒壊防止に万全を期して設置すること。

⑤取り付ける壁面等を傷つけないよう十分注意すること。

⑥設置期間中，破損等により修理の必要が生じた場合は，直ちに修理復元すること。

⑦万一事故が生じた場合は保険等対応すること。

⑧保守・点検等については，当委員会の指示に従うこと。

⑨本仕様に明示していない事項及び実施上疑義を生じたときは，本市担当者の指示に従うこと。

イ 横型大看板（作成・設置・撤去）

規格・設置箇所：

○縦９０ｃｍ×横２５０ｃｍ

北区役所，上京区役所，左京区岩倉出張所，東山区役所，
伏見区深草支所

○縦９０ｃｍ×横３６０ｃｍ

左京区役所，中京区役所，山科区役所，下京区役所，南区役所，
南区久世出張所，右京区役所，西京区役所，西京区洛西支所，
伏見区役所，伏見区醍醐支所

材質：骨組み：木枠，ベニヤ張り，表面：トタン板

内容：①原則フルカラー

②デザイン・スペース的に可能であれば，必達情報に加え，後掲の内容を入れることも検討すること。

③市条例の規制により配色等の修正を依頼することがある。

数量：各施設につき1基 計16基

設置期間：平成27年3月下旬～4月13日（月）

（設置日については所在地の各区選挙管理委員会及び各施設管理者と調整のうえ承諾をとること。撤去日は4月13日。）

備考：①文字校正・色校正各2回

- ②各施設の指定場所（玄関、植込等），方法により固定し，設置する。
- ③設置及び撤去に当たっては，各々，事前及び当日に設置先の施設管理者に必ず連絡し，指示に従うこと。また，設置日時について確定次第，当委員会に報告すること。
- ④倒壊防止に万全を期して設置すること。
- ⑤取り付け先のフェンス，壁面等に傷をつけないよう十分注意して取り付けること。
- ⑥設置期間中，破損等により修理の必要が生じた場合は，直ちに修理復元すること。
- ⑦万一事故が生じた場合は保険等対応すること。
- ⑧保守・点検等については，当委員会の指示に従うこと。
- ⑨本仕様に明示していない事項及び実施上疑義を生じたときは，本市担当者の指示に従うこと。

ウ 立看板（作成・設置・撤去）

規格：縦160cm×横55.5cm

（脚部を含む。看板面は140cm×55.5cm）

角パイプ25 ビニールジョイナーL型 15mm×15mm

材質：鋼製

内容：①原則フルカラー

- ②デザイン・スペース的に可能であれば，必達情報に加え，後掲の内容を入れることも検討すること。
- ③市条例の規制により配色等の修正を依頼することがある。
- ④京北出張所の立看板については投票時間を「午前7時～午後7時（一部の投票所を除く。）」とすること。

数量・設置箇所：各施設につき1基 計4基

（右京区役所京北出張所，伏見区役所淀出張所，同神川出張所，京都市立病院）

設置期間：平成27年3月下旬～4月13日（月）

（設置日については所在地の各選挙管理委員会及び各施設管理者と調整のうえ承諾をとること。撤去日は4月13日。）

備考：①文字校正・色校正各2回

- ②設置及び撤去に当たっては，各々，事前及び当日に設置先の施設管理者に必ず連絡し，指示に従うこと。また，設置日時について確定次第，当委員会に報告すること。

- ③設置先のフェンス, 壁面等に傷をつけないよう十分注意して取り付けること。
- ④設置期間中, 破損等により修理の必要が生じた場合は, 直ちに修理復元すること。
- ⑤万一事故が生じた場合は, 保険等対応すること。
- ⑥保守・点検等については, 当委員会の指示に従うこと。
- ⑦本仕様に明示していない事項及び実施上疑義を生じたときは, 本市担当者の指示に従うこと。

エ のぼり (作成)

規格: 横 4 5 cm×縦 1 5 0 cm

材質: ポンジー布

内容: ①原則フルカラー

②デザイン・スペース的に可能であれば, 必達情報に加え後掲の内容を入れることも検討すること。

③市条例の規制により配色等の修正を依頼することがある。

数量: 8 0 枚 (納品先・数は別紙 2 のとおり)

納期: 平成 2 7 年 3 月 2 3 日 (月)

備考: 文字校正・色校正各 2 回

オ 公用車ボディパネル (作成)

規格: 横 5 0 cm×縦 3 0 cm

材質: 車用マグネットシート

内容: ①原則フルカラー

②デザイン・スペース的に可能であれば, 必達情報に加え後掲の内容を入れることも検討すること。

数量: 1 4 4 枚 (納品先・数は別紙 2 のとおり)

納期: 平成 2 7 年 3 月 2 3 日 (月)

備考: ①文字校正・色校正各 2 回

②最終データを提供すること

カ 期日周知ポスター (作成)

規格: B 3 版 (横長)

材質: コート紙 1 3 5 kg

内容: 必達情報に加え, 後掲の内容を入れること。

数量: 1 4, 0 0 0 枚 (納品先・数は別紙 2 のとおり)

納期: 平成 2 7 年 3 月 1 3 日 (金)

備考: ①文字校正・色校正各 2 回

②5 0 枚ごとに間紙を入れること。

③市選管納入分のうち, 1 0 0 0 枚を四つ折にすること。

③ 啓発用物品の作成

街頭啓発を行う際に配付する啓発用物品を作成し、指定場所へ納品。

ア 啓発用紙袋（大・小）

規格・材質等：別途見本を交付する。見本と同等以上の強度とすること。

内容：統一デザインを使用

数量：大 1 6 0 0，小 2 0 0 0（納品先・数は別紙 2 のとおり）

納期：平成 2 7 年 3 月 2 3 日（月）

備考：文字校正・色校正各 2 回

イ 啓発物品

内容：提案を求める。

数量：5 0，0 0 0（納品先・数は別紙 2 のとおり）

納期：平成 2 7 年 3 月 2 3 日（月）

備考：文字校正・色校正各 2 回

④ 市民しんぶん挟み込みリーフレットの版下作成

市民しんぶんに挟み込むリーフレット（タブロイド版）をデザインし、版下を作成する。

規格：タブロイド版（見本として前回選挙時に作成したものを交付する。）

内容：①原則フルカラー。作成にあたっては、Adobe Illustrator（アドビ イラストレーター）を使用。

②掲載する記事の内容は別紙 3 のとおり。ただし、一部内容が不確定な箇所があることから、今後追加又は削除等の修正を依頼するので対応すること。

③作成に当っては、レイアウト・デザイン等が提案企画との間で相乗効果が生まれるよう、より統一した紙面を構成するように努めること。

数量：CD-R に格納したデータ。同じものを 2 枚。納品先は京都市選挙管理委員会事務局及び別途指示する印刷業者

納期：平成 2 7 年 2 月 2 3 日（月）

⑤ 棄権防止啓発放送テープ等の作成

数量・規格・納品先：別表のとおり

内容：別紙 4 のとおり

納期：平成 2 7 年 3 月 2 3 日（月）

備考：内容校正 2 回

⑥ 啓発キャンペーンの企画・運営及び実施等

啓発物品や統一デザイン等を使用した選挙啓発キャンペーンの企画・運営及び実施等を行う。キャンペーンの企画に当っては、若年層に対する啓発効果や選挙期間中継続的に効果が期待できるような事業の企画を期待している。

＜必達情報のほかに周知を検討いただきたい事項＞

(期日前投票) 投票日に仕事や旅行で投票所に行けない方は、期日前投票又は不在者投票ができます。

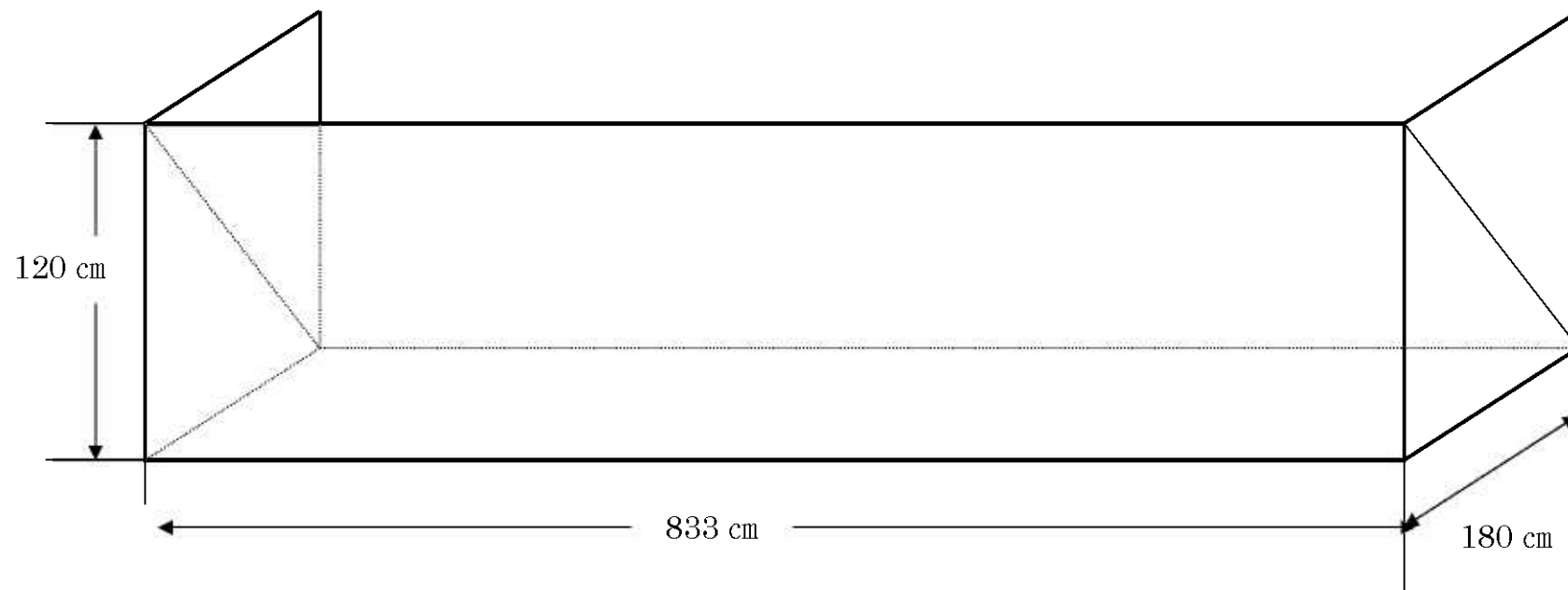
期間 平成27年4月4日(土)～4月11日(土)
土・日曜日も投票できます。

時間 午前8時30分～午後8時

詳しくは、区選挙管理委員会(区役所内)へ。

[図面 市庁舎横型超大看板]

設置場所 市役所本庁舎正面玄関底上



(記載事項)

4月12日(日)午前7時～午後8時(一部の投票所を除く。)
京都市議会議員選挙・京都府議会議員選挙
当日投票所へ行くことができない方は、期日前投票・不在者投票を御
利用ください。
京都市・区選挙管理委員会
京都市・区明るい選挙推進協議会

納品先・数量一覧

物 品 名		北 区役所	上京 区役所	左京区				中京 区役所	東山 区役所	山科 区役所	下京 区役所	南 区役所	右京区			西京区		伏見区						市選管	交通局 営業推進 室 営業推進課	交通局 高速鉄道 部 運輸課	配送 業者	計		
				左京区役所	花背出張所	久多出張所	静市出張所						右京区役所	高雄出張所	京北出張所	西京区役所	祐西支所	伏見区役所	深草支所	醍醐支所	淀出張所	神川出張所								
1	のぼり	5	5	7	0	0	0	5	4	5	5	5	4	0	0	5	2	7	7	12	0	0	2				80			
2	啓発用ボディパネル	4	2	12	0	0	0	2	2	12	8	10	28	0	0	14	8	16	6	6	0	2	12				144			
3	期日周知ポスター	55	30	60	0	0	0	50	30	50	30	75	30	0	0	50	30	50	50	80	3	3	1,236	1,300	31	10,580	13,823			
4	同ポスター(まちづくり推進担当納品分)	23	5	10	15	7	13	5	5	5	5	5	12	25	5	3	4	10	10	10	0	0	0				177			
5	啓発用紙袋(大)	80	0	100	0	0	0	100	100	250	50	100	150	0	0	80	0	570	0	0	0	0	20				1,600			
6	啓発用紙袋(小)	80	0	100	0	0	0	100	100	250	50	300	150	0	0	100	0	700	0	0	0	0	70				2,000			
7	啓発物品	3,300	2,500	3,000	0	0	0	3,600	2,000	3,300	2,400	5,000	5,000	0	0	3,300	0	12,000	0	0	0	0	4,600				50,000			
8	棄権 防 止 啓 発 放 送 テ ー プ 等	各区用(期日前) ※別紙4①A	テープ1	SD1	テープ1			テープ1	SD1	テープ2	SD1		SD1 テープ1															10		
		各区用(当日) ※別紙4①B		SD1				テープ1	SD1	テープ2	SD1	テープ4																	10	
		各区用(当日) ※別紙4①C	テープ1		テープ1								SD1 テープ1			テープ2		SD3 テープ4 データ1 CD1											15	
		京北地域用(期日前) ※別紙4②A														テープ1													1	
		京北地域用(当日) ※別紙4②B														テープ1													1	
		伏見区用(期日前) ※別紙4③A																	SD3 テープ4 データ1 CD1											9
		南区用(期日前) ※別紙4④A											テープ4																4	
		西京区用(期日前) ※別紙4⑤A															テープ2												2	
		合計	2	2	2	0	0	0	2	2	4	2	8	4	0	2	4	0	18	0	0	0	0							52

データ:mp3形式

P1

京都市議会議員一般選挙
京都府議会議員一般選挙
4月12日(日)
午前7時～午後8時
(一部の投票所で閉鎖時刻を繰り上げるところがあります。)

投票日当日に投票所に行けない方は、期日前投票又は不在者投票ができます。

期間：4月4日(土)～4月11日(土)※土・日曜日も投票できます。

「選挙のお知らせ」はがきを持って投票所へ

選挙は、国民が政治に参加する大切な機会です。候補者の政見・政策などをよく確かめ、必ず投票しましょう。

(後掲「選挙のお知らせ」はがきの表面)

京都市・区選挙管理委員会
京都市・区明るい選挙推進協議会

P2～3

京都市選挙管理委員会からのお知らせ

4月12日（日）

京都市議会議員一般選挙

京都府議会議員一般選挙

投票できる方は、各区選挙管理委員会の選挙人名簿に登録されている方です。

<選挙人名簿に登録される要件>

- ①日本国民で平成7年4月13日以前に生まれた方
- ②平成27年1月2日以前から引き続き京都市の住民基本台帳に登録されている方

Q&A1

Q どうすれば候補者について、知ることができますか？

A 御自宅にお配りする選挙公報（候補者の政見・政策などを記載したもの）やポスター、候補者が開設するウェブサイト等により、候補者の政見・政策などを確認することができます。

Q&A2

Q 最近、京都に引っ越してきましたが、京都で投票できますか。

A 平成27年1月2日までに京都市へ転入の届がされていれば、投票することができます。最近、引っ越しをされた方の投票場所は、住民票の届出の日により、下の表のとおりとなります。

異動の別	届出の日	投票場所
他府県から転入された方 ＝転入届	平成27年1月2日以前	新住所地
	平成27年1月3日以後	（投票出来ません）
京都府内の他の市町村から 転入された方＝転入届	平成27年1月2日以前	新住所地
	平成27年1月3日以後	前住所地 <府会のみ投票できます>（注1）
他府県へ転出された方	全期間	（投票出来ません）
京都府内の他の市町村へ 転出された方 ＝新住所地への転入届	平成27年1月2日以前	新住所地
	平成27年1月3日以後	前住所地 <府会のみ投票できます>（注1）
京都市内で異動された方 ＝転入・転居届	平成27年3月〇〇日以前	新住所地
	平成27年3月〇〇日以後	前住所地（注2）

（注1） 前住所地の選挙人名簿に登録されていること及び居住証明書の提示が必要です。
ただし、市町村の区域を越えて2回以上住所を異動された方は、投票できません。

（注2） 前住所地の選挙人名簿に登録されている必要があります。

Q&A3

Q 投票方法を教えてください。

A 受付で「選挙のお知らせ」はがきを提示してください（なくても投票できます。）。本人確認の後、投票用紙をお渡しします。

市議会議員一般選挙 → うぐいす色の投票用紙に候補者1人の氏名を自書して投票箱に入れてください。

府議会議員一般選挙 → ○○色の投票用紙に候補者1人の氏名を自書して投票箱に入れてください。

※ 目の不自由な方は、点字による投票ができます。また、字を書くことが不自由な方は、投票所の職員が代筆（代理投票制度）します。

※ お一人で投票所へお越しになるのが困難な重度の障害のある方については、同行援護サービスや移動支援サービス（ガイドヘルパーの派遣）を御利用になれる場合があります。詳しくは、お住まいの区の福祉事務所にお問い合わせください。

※ 候補者名以外のことを記載すると、その投票は無効となることがありますので、御注意ください。

※ 投票所には、選挙人以外の方は入ることができません（選挙人が連れている乳幼児等を除く。）。

Q&A4

Q 開票はいつ行われるのですか。

A 4月12日（日）投票終了後の午後9時20分から、各区ごとに開票所を設けて行います。

開票状況については、午後10時過ぎから随時ホームページに掲載していく予定です。

Q&A5

Q 投票日は旅行に行く予定ですが、投票することはできますか。

A あらかじめ期日前投票をしていただくことができます。

<期日前投票とは>

投票日に仕事や用事等があると見込まれる人が、投票日（選挙期日）の前に投票できる制度です。

【対象者】

- ① 投票日に、仕事や冠婚葬祭等の用事があると見込まれる方
- ② 投票日に、旅行やレジャー等何らかの用事で自分の投票区の区域外にいると見込まれる方
- ③ 投票日に、病気や妊娠等のために歩行が困難であると見込まれる方
- ④ 投票日に、選挙人名簿に登録されている区の区域外に居住していると見込まれる方

投票できる期間	4月4日（土）～4月11日（土）の毎日
投票できる時間	午前8時30分から午後8時まで
期日前投票所	お住まいの区の区役所・支所

次の出張所においても期日前投票所を設けますが、各出張所では、区役所・支所と期間や時間が異なります。事前に必ず御確認ください。

また、お住まいの区に複数の期日前投票所がある場合、いずれの場所でも投票することができます。

期日前投票のできる出張所	期日前投票のできる期間	取扱い時間
南区役所 久世出張所	4月9日(木)～4月11日(土)	区役所と同じ
右京区役所 京北出張所	4月9日(木)～4月11日(土)	午前8時30分～午後5時 (4月11日のみ午後8時まで)
伏見区役所 神川出張所	4月9日(木)～4月11日(土)	区役所と同じ
伏見区役所 淀出張所	4月9日(木)～4月11日(土)	区役所と同じ

【期日前投票の方法】

期日前投票を希望される方は、「期日前投票宣誓書」に必要事項を御記入のうえ提出いただく必要があります。

「期日前投票宣誓書」は「選挙のお知らせ」（はがき）裏面に掲載していますので、必要事項を御記入のうえお持ちください。なお、「期日前投票宣誓書」は各期日前投票所にも備え付けています。

<記載例>

（後掲「選挙のお知らせ」はがきの裏面に記載例を入れて掲載）

- 選挙期日（4月12日）までには20歳を迎える19歳の方は、期日前投票制度ではなく不在者投票制度により投票していただけます。この場合の不在者投票は、区役所・支所のみで受け付けし、出張所では取り扱いませんので御注意ください。

Q&A6

Q 仕事の都合でしばらく東京に滞在しています。どうしたら投票できますか。

A あらかじめ選挙人名簿登録地の区の選挙管理委員会に投票用紙等を郵便等で請求し、滞在先のお近くの市区町村選挙管理委員会ですべて投票をしてください。

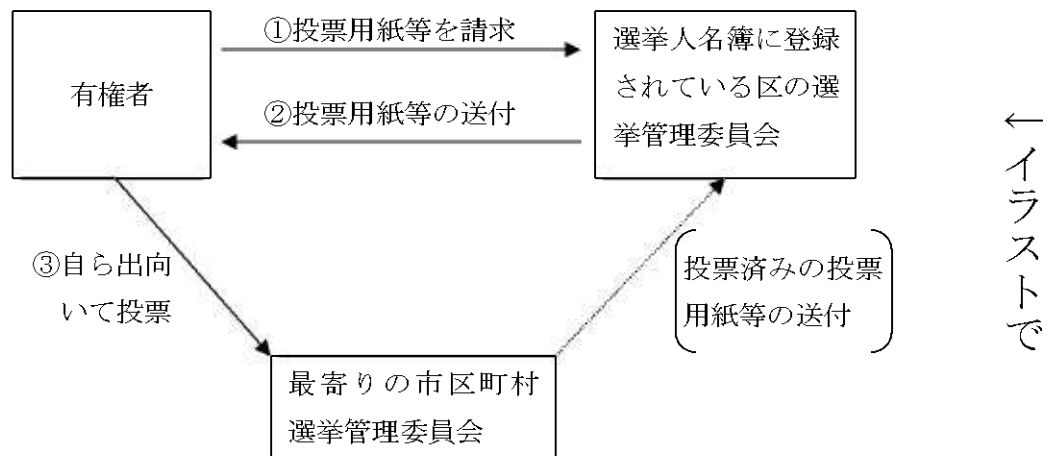
<不在者投票とは>

滞在先等の選挙管理委員会や不在者投票のできる施設として指定された病院、老人ホーム等で投票できる制度です。

対象者は、期日前投票と同じです。

滞在先での不在者投票を希望される方

あらかじめ選挙人名簿登録地の区の選挙管理委員会に請求して投票用紙等を取り寄せ、お近くの選挙管理委員会（政令指定都市においては区の選挙管理委員会）に出向いて投票の記載をしていただく必要があります。請求方法等の詳細は、選挙人名簿登録地の区の選挙管理委員会へお問い合わせください。



※ 投票用紙等の取り寄せや投票記載後の返送には日数を要しますので、早めにお手続きください。

※ 滞在先の選挙管理委員会での受付日時を事前に必ず御確認ください。

不在者投票のできる施設として指定された病院、老人ホーム等の施設に入院、入所されている方
投票用紙等の請求については、施設職員の方等にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票

身体に法令が定める重度の障害があり、投票所で投票することができないと認められる方は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けたうえで、自宅等で投票することができる制度があります。

1 対象者 次のいずれかの選挙人の方

(1) 身体障害者又は戦傷病者で、障害の程度が次表に該当する方

手帳 障害の種類	身体障害者手帳 (記載等級)	戦傷病者手帳 (記載等級)
両下肢・体幹	1級・2級	特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器ぼうこう・ 直腸又は小腸	1級・3級	特別項症～第3項症
移動機能	1級・2級	—
免疫	1級～3級	—
肝臓	1級～3級	特別項症～第3項症

(2) 介護保険法に規定する要介護者であって、被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」である方

◆代理記載制度

上記(1)(2)に該当する方で、かつ、次表に該当する方のうち自書できない方は、「代理記載制度」が利用できます。(「代理記載制度」が利用できる方については、別に「代理記載人となるべき者の届出」が必要となります。)

手帳 障害の種類	身体障害者手帳 (記載等級)	戦傷病者手帳 (記載等級)
上肢・視覚	1級	特別項症～第2項症

※制度の詳細や申請方法等につきましては、区の選挙管理委員会へお問い合わせください。

2 請求の仕方

(1) すでに「郵便等投票証明書」の交付を受けている方

選挙人名簿登録地の区の選挙管理委員会から請求書等をお送りします。

(2) 新たに「郵便等投票証明書」の交付を受ける方

交付申請時に、請求書等をお渡しします。

※ 投票用紙等の請求は、投票日の4日前(4月8日(水))までとなりますので御注意ください。

4月12日（日）

京都市議会議員一般選挙

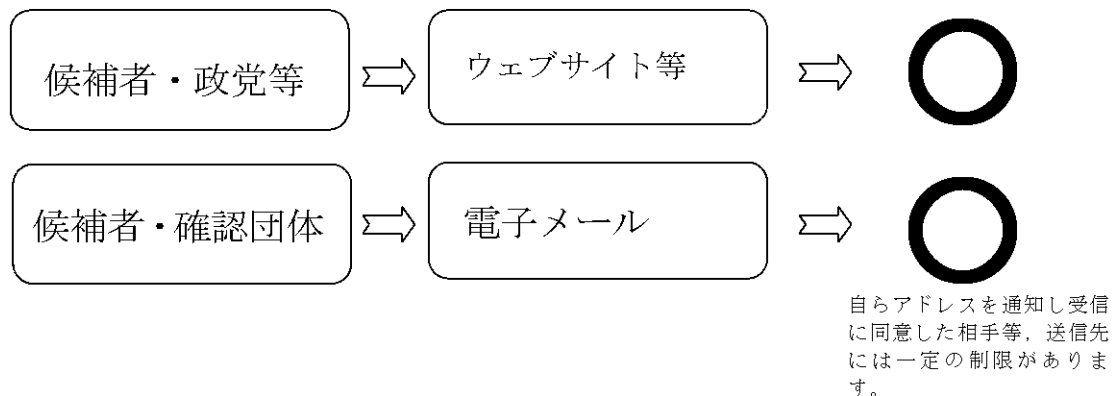
京都府議会議員一般選挙

後掲の総務省チラシの一部を次のイメージで引用

○インターネットを使った選挙運動について

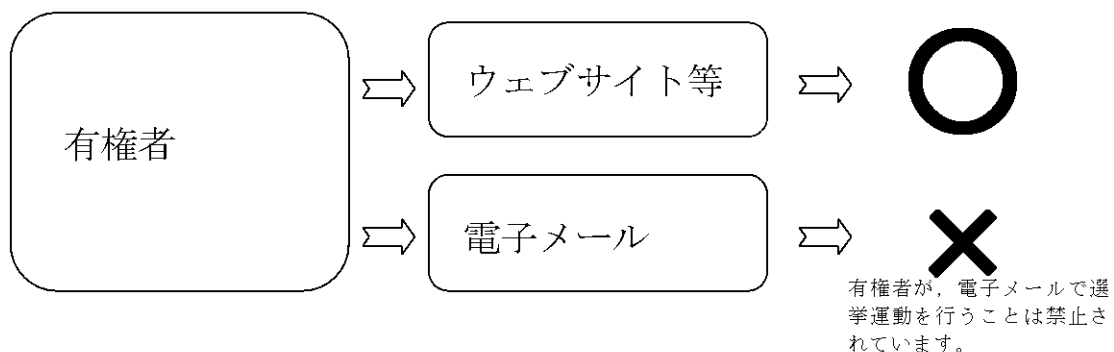
（インターネットによる投票はできません。）

- （１） 候補者・政党等は，ウェブサイト等（ホームページ，ブログ，ツイッターやフェイスブック等のSNS，動画共有サービス，動画中継サイト等）及び電子メールを利用した選挙運動ができます。



※確認団体とは…3人以上の候補者を有し，選挙期間中も一定の制約のもとで政治活動を行うことを認められた政党・政治団体

- （２） 有権者は，ウェブサイト等を利用した選挙運動ができますが，電子メールを利用した選挙運動は禁止されています。



○選挙運動の方法等に関する規制（例）…イラストを入れる。

- （１） 有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません。
 （２） 未成年者の選挙運動は禁止されています。

(3) ホームページや電子メール等を印刷して頒布してはいけません。

(4) 選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません。

- 候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めてください。

選挙に関するお問い合わせは区・市選挙管理委員会へ

北 区（北区役所内）	TEL075-432-1199（直）・1181（代）FAX432-0388
上京区（上京区役所内）	TEL075-441-5029（直）・0111（代）FAX432-0566
左京区（左京区役所内）	TEL075-702-1021（直）・1000（代）FAX702-1301
中京区（中京区役所内）	TEL075-812-2421（直）・0061（代）FAX812-0408
東山区（東山区役所内）	TEL075-561-9105（直）・1191（代）FAX541-9104
山科区（山科区役所内）	TEL075-592-3066（直）・3050（代）FAX502-1639
下京区（下京区役所内）	TEL075-371-7164（直）・7101（代）FAX351-4439
南 区（南区役所内）	TEL075-681-3439（直）・3111（代）FAX681-5513
右京区（右京区役所内）	TEL075-861-1784（直）・1101（代）FAX872-5048
西京区（西京区役所内）	TEL075-381-7158（直）・7121（代）FAX381-6135
伏見区（伏見区役所内）	TEL075-611-1295（直）・1101（代）FAX611-4716
京都市（河原町通御池南西角 Y. J. K. ビル6階）	TEL075-241-9250（直） FAX241-9230

発行／京都市選挙管理委員会

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/78-0-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

発行月／平成27年3月 京都市印刷物 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

市内用「選挙のお知らせはがき」の内容

＜はがき裏面（京都市・府議会議員一般選挙）＞

期日前投票を行う方は右側の期日前投票宣誓書をご記入のうえ、期日前投票所にご持参ください。 ※ 投票日当日に投票の場合、記入不要です。 ＜選挙管理委員会からのお知らせ＞ ① このはがきを、ご本人が投票所へ持参し、受付に提出してください。本人確認（誕生年月日をお聞きます。）の後、投票用紙をお渡しします。万一、紛失になってしまった場合は、（※投票所は表記の欄をご覧ください。） ② 投票日までに京都府下へ転出された場合は、市区町村長が発行する居住証明書が必要となります。この場合、府議会選挙のみ投票できます。くましくは表記の選挙管理委員会へお問い合わせください。 ③ このはがきが届いても投票のときに京都府外への転出等により選挙権のない方は、投票できません。 ④ 選挙についてのお問い合わせは表記の選挙管理委員会へお願いします。	期日前投票宣誓書 私は、平成 27 年 4 月 12 日執行の京都市・府議会議員一般選挙の当日、下記の事由に該当する見込みです。下記は真実であることを誓います。 ① 期日前投票する日 年 月 日 ② 該当するいずれかの口に✓を記載してください。 <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td> ☐ 仕事 ☐ 学業 ☐ 本人又は親族の冠婚葬祭 ☐ 地域行事の役員 ☐ その他（ ）に就労 </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td> 1 以外の用事等のため、日本市区町村以外 ☐ 本市区町村内（ ）に外出・旅行・滞在 </td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>☐ 災害、負傷、身体障がい等のため歩行困難</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>☐ 住所移転のため、本市区町村以外に居住</td> </tr> </table> ③ 氏名、生年月日等を本人が記載してください。 <table border="1"> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="2">生 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td>男 大 昭 下 四 郎</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> ④ 表面記載の住所と同じですか？ ☐ はい ☐ いいえ ☐ いえ （はいの場合は住所を記載してください） 区選管住所欄	1	☐ 仕事 ☐ 学業 ☐ 本人又は親族の冠婚葬祭 ☐ 地域行事の役員 ☐ その他（ ）に就労	2	1 以外の用事等のため、日本市区町村以外 ☐ 本市区町村内（ ）に外出・旅行・滞在	3	☐ 災害、負傷、身体障がい等のため歩行困難	4	☐ 住所移転のため、本市区町村以外に居住	フリガナ	生 年 月 日		氏 名	男 大 昭 下 四 郎	年 月 日
1	☐ 仕事 ☐ 学業 ☐ 本人又は親族の冠婚葬祭 ☐ 地域行事の役員 ☐ その他（ ）に就労														
2	1 以外の用事等のため、日本市区町村以外 ☐ 本市区町村内（ ）に外出・旅行・滞在														
3	☐ 災害、負傷、身体障がい等のため歩行困難														
4	☐ 住所移転のため、本市区町村以外に居住														
フリガナ	生 年 月 日														
氏 名	男 大 昭 下 四 郎	年 月 日													

インターネットを使った選挙運動が出来るようになりました。

(注)国政選挙及び地方選挙について適用されます。

- ①有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ②候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

(注)・選挙運動とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得又は得させるために、直接又は間接に有利な行為のことです。
・選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしか行うことができません。
・未成年者等は選挙運動をすることができません。

有権者

このたびの選挙では、
〇〇さんを
当選させよう。



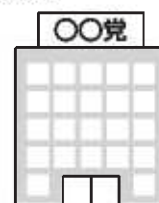
候補者

私に清き
一票を！



政党等

〇〇党へ
投票して
ください！



電子メール

△△花子<△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では
是非〇〇さんを
当選させましょう。

有権者が、電子メールで
選挙運動を行うことは禁止。

ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッターフェイスブック等)
動画共有サービス・動画中継サイト等



△△ 花子 <△△△@△△.ne.jp>

このたびの選挙では
是非〇〇さんを
当選させましょう。



〇〇 太郎 <〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に
出馬しました〇〇 太郎です。
清き一票を、お願いします。

※電子メールアドレス等の表示義務

(注)・電子メールアドレス等とは、電子メールその他のインターネット等を利用する方法により、その者に連絡する際に必要となる情報であり、具体的には、返信用フォームのURLやツイッターのユーザー名などが含まれます。
・電子メール(SMTP方式及び電話番号方式)以外の通信方式を用いて、SNSのユーザー間でやり取りするメッセージ機能は、「ウェブサイト等」に含まれます。

電子メール

〇〇太郎<〇〇〇@〇〇.ne.jp>

私は、このたびの選挙に
出馬しました〇〇太郎です。
~~~~~。  
~~~~~。  
~~~~~。  
清き一票を、お願いします。

※氏名、電子メールアドレス  
等の表示義務

※一定の記録の保存義務

自らアドレスを通知し、受信  
に同意した相手等送信先には一定の制限があります。



有権者



※本資料は概要であり、詳しくは総務省HPをご覧ください。

ネット選挙運動総務省 検索

総務省

# これらの禁止行為は処罰の対象となります！

## 選挙運動の方法等に関する規制(例)

### 有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



### 未成年の選挙運動は禁止されています！

年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



### HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



### 選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



## 誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



### 候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



### 氏名等を偽って通信してはいけません！

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



### 悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



### 候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注) プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)

啓発テープ内容

A <告示日翌日～投票日前日>

選挙管理委員会からお知らせします。

4月12日（日曜日）は京都市議会議員・府議会議員選挙の投票日です。必ず投票しましょう。

当日、お仕事や旅行などで投票所に行くことができない方は、区役所で期日前投票<sup>きじつぜん</sup>ができます。

詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

B <投票日>（※上京区、中京区、東山区、山科区、下京区、南区）

選挙管理委員会からお知らせします。

本日は、京都市議会議員・府議会議員選挙の投票日です。

投票時間は午後8時までです。必ず投票しましょう。

C <投票日>（※北区、左京区、右京区、西京区、伏見区）

選挙管理委員会からお知らせします。

本日は、京都市議会議員・府議会議員選挙の投票日です。

投票時間は一部の地域を除いて午後8時までです。必ず投票しましょう。

啓発テープ内容

A ＜告示日翌日～投票日前日＞

右京区選挙管理委員会からお知らせします。

4月12日（日曜日）は京都市議会議員・府議会議員選挙の投票日です。投票時間は午後7時まで、灰屋、<sup>はいや</sup> 芹生<sup>せりよう</sup>地域は午後6時までです。必ず投票しましょう。

当日、お仕事や旅行などで投票所に行くことができない方は、区役所で<sup>きじつぜん</sup>期日前投票ができます。また、4月9日（木曜日）から4月11日（土曜日）までは、京北出張所においても<sup>きじつぜん</sup>期日前投票ができます。

詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

B ＜投票日＞

右京区選挙管理委員会からお知らせします。

本日は京都市議会議員・府議会議員選挙の投票日です。

投票時間は午後7時まで、灰屋、<sup>はいや</sup> 芹生<sup>せりよう</sup>地域は午後6時までです。必ず投票しましょう。

啓発テープ内容

A <告示日翌日～投票日前日>

伏見区選挙管理委員会からお知らせします。

4月12日(日曜日)は京都市議会議員・府議会議員選挙の投票日です。投票時間は、午前7時から午後8時までです。必ず投票しましょう。

当日、お仕事などで投票所に行くことができない方は、区役所・支所<sup>きじつぜん</sup>で期日前投票ができます。また、4月9日(木曜日)から4月11日(土曜日)までは、神川出張所<sup>かみかわ</sup>・淀出張所<sup>よど</sup>においても期日前投票<sup>きじつぜん</sup>ができます。

詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

啓発テープ内容

A <告示日翌日～投票日前日>

南区選挙管理委員会からお知らせします。

4月12日(日曜日)は京都市議会議員・府議会議員選挙の投票日です。必ず投票しましょう。

当日、お仕事や旅行などで投票所に行くことができない方は、南区役所で期<sup>き</sup>日<sup>じつ</sup>前投票ができます。

また、4月9日(木曜日)から4月11日(土曜日)までは、<sup>く</sup>世<sup>ぜ</sup>出張所においても期<sup>き</sup>日<sup>じつ</sup>前投票ができます。

詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

啓発テープ内容

A <告示日翌日～投票日前日>

西京区選挙管理委員会からお知らせします。

4月12日(日曜日)は京都市議会議員・府議会議員選挙の投票日です。必ず投票しましょう。

当日、お仕事や旅行などで投票所に行くことができない方は、西京区役所又は洛西支所<sup>きじつぜん</sup>で期日前投票ができます。

詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。